

平成 29 年度 第2回大阪府依存症関連機関連携会議アルコール健康障がい対策部会

【概要】

日時：平成 29 年 7 月 25 日（火）14 時～16 時

場所：大阪府庁本館 1 階 第 3 委員会室

出席者：＜委員＞ 15 名（うち代理出席 2 名）

1. 開会

○会議の公開・議事録の取扱いについて

会議の実効性を高めるために本会議は非公開とするが、議事については要旨を公開する。

2. 議事

（1）大阪府アルコール健康障がい対策推進計画について

**事務局説明**

【新たに追加したデータ、文章について】資料 1 をもとに説明

**事務局説明**

【意見集約表について】資料 3 説明

**委員意見**

○高齢者や飲めない体質の人の飲酒量について、健康日本 21 では女性は男性よりも少ない量が適当と示されている。65 歳以上の高齢者の飲酒量についての記載は入れておいた方がよいと思う。

○国の関係者会議で話題になっていたが、アルコールの相談は、「依存症相談」や「健康福祉相談」で行っていることが多い。そういう名称では一般的にピンと来ない。ひきこもりの相談の場合は、「ひきこもり」という言葉を入れたら、相談件数が増えたと聞いている。相談事業名を「アルコール相談」にするなど、より府民にわかりやすい文言にしてはどうか。

○P31（1）相談支援の充実 5 つ目の○。下に 1 行追加してもらっているが、早い段階からの支援が必要だと思う。保健所等の相談窓口への誘導や情報提供だけではなく、保健所等の介入をお願いしたい。

○P32（2）連携体制の充実 3 つ目の○。小学生に相談窓口は理解しづらいと思う。中学生は自分で携帯を使って検索できるが、小学低学年については、まず身近なところで相談にのってもらえたらと思う。資料 3 によると、「教育庁」と調整中ということであるが、強く要望してほしい。

○関係省庁におけるアルコール関連施策の中で、文部科学省が児童生徒に対し、「喫煙、飲酒、薬物乱用や性感染症が、自らの健康に与える影響について考え、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を図るため、啓発教材を作成配布する」という取り組みをするという話を聞いた。こういった教材を通して、子ども達もより深く関心を持つと思う。府の中で

- も、教材が配布されたのではないかと思うが、学校で大きく役立ててほしい。
- 指導の充実を図るため、国が依存症予防教育のシンポジウムやフォーラム等を開催しているが、学校関係者はどのくらい出席しているのか。今年もシンポジウムを開催予定だと思うが、広く知ってもらえるよう1校から1名の参加を義務づけるなど、参加を促してほしい。
  - 子どもや家庭からは、アルコール問題があっても、なかなか言い出しにくい。相談窓口への誘導だけではなく、今まで以上にもう一步進んで相談へつなげられないか。安心して子どもが相談できるような環境づくりができればと思う。
  - 学校へアルコール問題についての話をするため、出向いた際、先生とやり取りをした中でのことだが、子どもに問題があり、家庭への介入が必要な場合は、小学校の先生は家を訪問し、家庭の様子は把握しているということであった。ただ、アルコール問題というより、モンスターペアレンツの一部と捉えている先生もいるとのこと。実際に先生から、アルコール依存症の問題があるのだがどうしたらいいかと相談を受けたこともある。
  - 子どもはSOSを出すのは難しく、家庭内は密室。つながっているのが担任の先生だけの場合、先生が問題をキャッチして、ひとりで介入するのは難しい。先生の発見を端緒に、地域の保健所や専門機関と連携して、学校と一緒に地域の機関が介入する。家庭のアルコール問題の介入についての研修や啓発を、教育庁と一緒にできればよいのでは。
  - 保健所への期待をいただきありがたい。保健所ですべて解決できるわけではない。虐待問題も絡んでくると、学校・市町村の家庭児童相談室・保健センター・保健所・民生委員など、いろいろな機関の関わりが必要。学校だけで抱え込むのではなく、保健所もつながり、関係機関みんなで介入していく、そういった啓発が必要だと思う。
  - 面的な整備、地域包括支援センターや地域生活支援体制が望まれる。グループホーム等の入所施設では、再飲酒すると、他の入所者への対応もあるため、施設側は対応できず、退所してもらうことになっている。そうなると、命の問題になる。そのような場合に、受け入れてくれる短期入所の場が必要。地域の小さな単位で面的な整備をしていくことが、地域で困っている人達への手立てにつながる。多くの機関が動いていけるような体制作りを進めていく必要がある。
  - 精神科救急では、(アルコール依存症という病気の結果)酩酊となっている状況で困っているのに、対応してくれない。そういう場合は、どうしたらいいのか。苦しんでいる家族が、緊急対応してくるところがあればと思うので、ご検討をお願いしたい。
  - 相談支援の充実の部分、医療・保健・福祉とあるが、「教育等」も入れてほしい。先程も話にあったが、より明確化していくと思うので入れてほしい。
  - 生活保護を受給している方の中には、家族と別れた人、離婚して母子家庭になった等、アルコール問題のある人が多い。また、肝障害などの内科障害の人も多く、アルコール依存症の治療へつなげられていない。そういう人たちの自立意欲をどう高めるのかも課題。相談支援の部分に、「民生委員、保護司・・・」と具体的にあげられているが、そこに

生活保護担当者、生活困窮者相談担当者、障がい者相談支援事業者などもあげて、より積極的に、本人を適切な相談につなげていくという意味合いをもって、加えてほしい。

- 精神科救急について、アルコールの影響で精神症状が出るため、それで入院させるのは人権問題になるという整理で、酩酊状態の場合は、警察で保護されても対応できないということになっている。ひどいときは、警察で保護されるが、警察も警察官職務執行法で、対応に手一杯な状態。精神保健福祉法は、医療を受ける側の人権に配慮をした法律。厚労省がアルコール健康障がいを進めていると思うが、同じ厚労省の中で、精神保健福祉法についての担当がある。緊急対応ができる新しい施設をつくるのは難しい。既存の制度をうまく使ってやれるかどうかである。国へこういう課題が出ているということ伝え、認識をしっかりとってもらうことは大事。
- 民間団体の活動支援について、他の項目に比べて簡単な記載になっている。活動周知だけでは、不十分。積極的な活動支援を追加してほしい。府として対応困難とあるが、会場などの場所の提供を市町村に働きかけてほしい。
- 今後は、こういうことを進めていくと、できることだけ書くと、残された課題が抜けてしまうのではないか。計画には書き込めないが、ここが大事という部分を記載しておくことはできないか。出てきた課題（できるか、できないか、せめぎあいもあると思う）を整理し、今後の検討課題として、形に残す方向で検討をお願いしたい。
- 29年度予算で地域生活支援事業があり、国としては使って欲しいと言っている。都道府県では4か所、中核市では5か所が予定。大阪府においてもぜひ、ご検討いただきたい。
- 子どもの相談窓口について、具体的にはどういうところがあるのか教えてほしい。人材育成のところに含まれるのかもしれないが、家庭児童相談室、要保護児童対策協議会等でも、依存症の教育、知識普及をお願いしたい。また、子育て世代包括支援センターとの連携も、具体的にしてもらいたい。

#### 事務局からの補足

- 先ほど、質問のあった子ども向けの教材や文部科学省のシンポジウムについては、教育庁に問い合わせをしているところ。今年は3月に東京にて開催、定員100名。学校にはどのように周知されているのか、大阪府からの参加状況については、教育庁へ確認中。
- 家庭内にアルコールの問題がある場合、学校だけでなく、学童保育やスクールカウンセラーなどで、把握することもあると思う。そのような機関と一緒に連携体制をつくっていくことが必要。この部分についても、文章を追加できるか、教育庁にも確認している。
- 子どもの相談窓口について、「教育センターのすこやか相談」がある。24時間の電話相談、メール相談も実施。チラシを作成し、子ども達に配布されている。教育庁によると、保護者からは電話相談が多いが、子どもはメール相談が多い。また、こころの健康総合センターで実施している電話相談で、毎週水曜日、「わかものハートぼちぼちダイヤル」を実施。教育庁に周知依頼をしている。

(2) その他

事務局説明

【アルコール関連問題啓発フォーラムについて】

○11/10～11/16のアルコール関連問題啓発週間に、厚生労働省との共催により、アルコール関連問題啓発フォーラムを11月13日（月）、大阪市中央公会堂にて開催予定。内容は、基調講演とシンポジウム、ロビー展示棟を検討中。詳細が決まれば、連絡するので、所属機関や団体内での周知について、御協力いただきたい。

【今後のスケジュールについて】

○アルコール健康障がい対策推進計画は、本部会でいただいた意見等を事務局で整理し、案の修正等の作業後、パブリックコメントを30日間実施。9月中に計画確定の予定。  
○次回の部会は、29年1月中に開催予定。